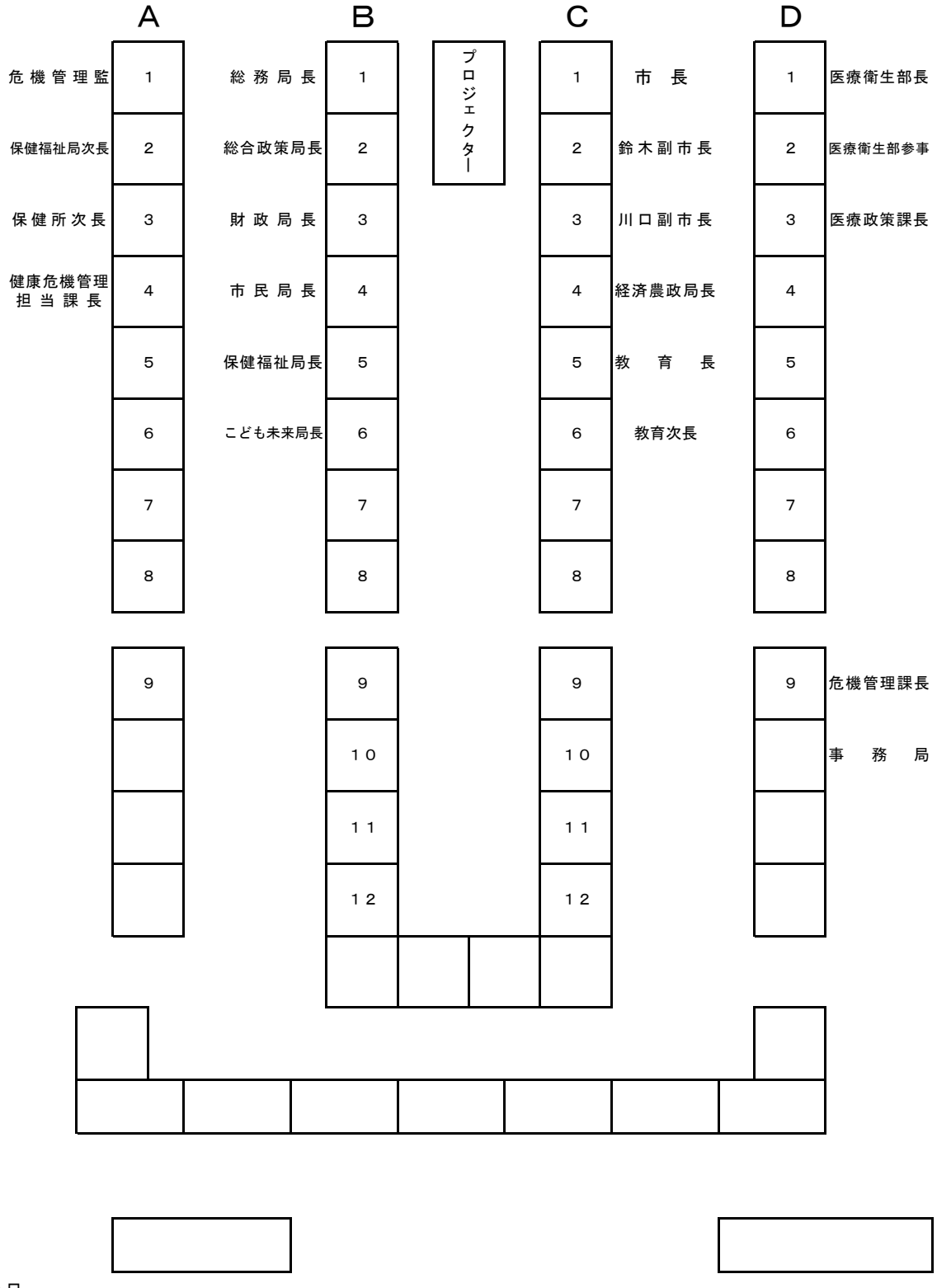


新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第5回）

令和2年7月7日
第 一 会 議 室



プロジェクター

入口

入口

感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

令和2年7月

接待を伴う飲食店や会食によると見られる感染が増えています。

☑ 飲食の際は3密を避け感染症対策に取り組むお店を利用する

～7月3日から市内店舗を対象に取組を開始、宣言ステッカーが目印です

☑ 特に東京での接待飲食店の利用や会食はできるかぎり控える

☑ 人との距離を確保する～できるだけ2m、最低1m

☑ 外出時はマスクを着ける

☑ こまめに手洗い・手指消毒

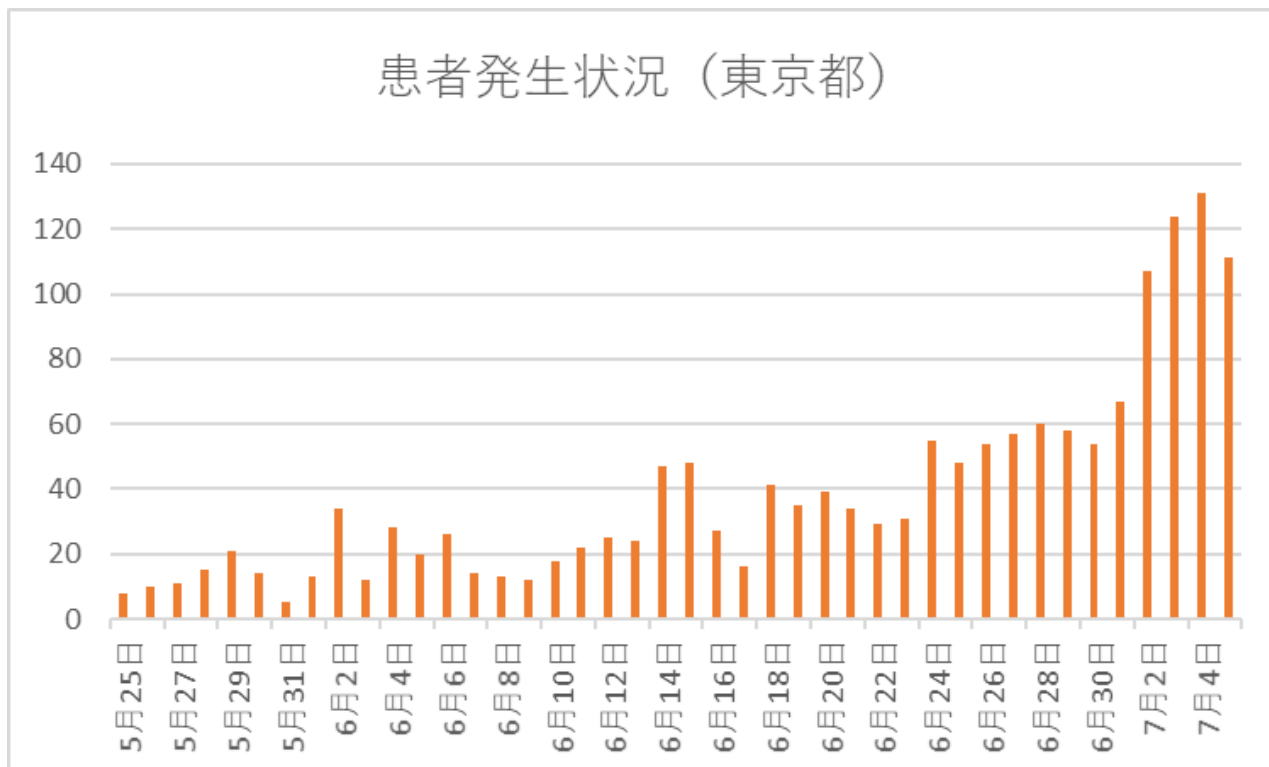
☑ 但し熱中症を防ぐため、屋外で人と2m以上離れている時はマスクを外す

☑ 自らの健康管理を徹底する～毎朝、体温測定

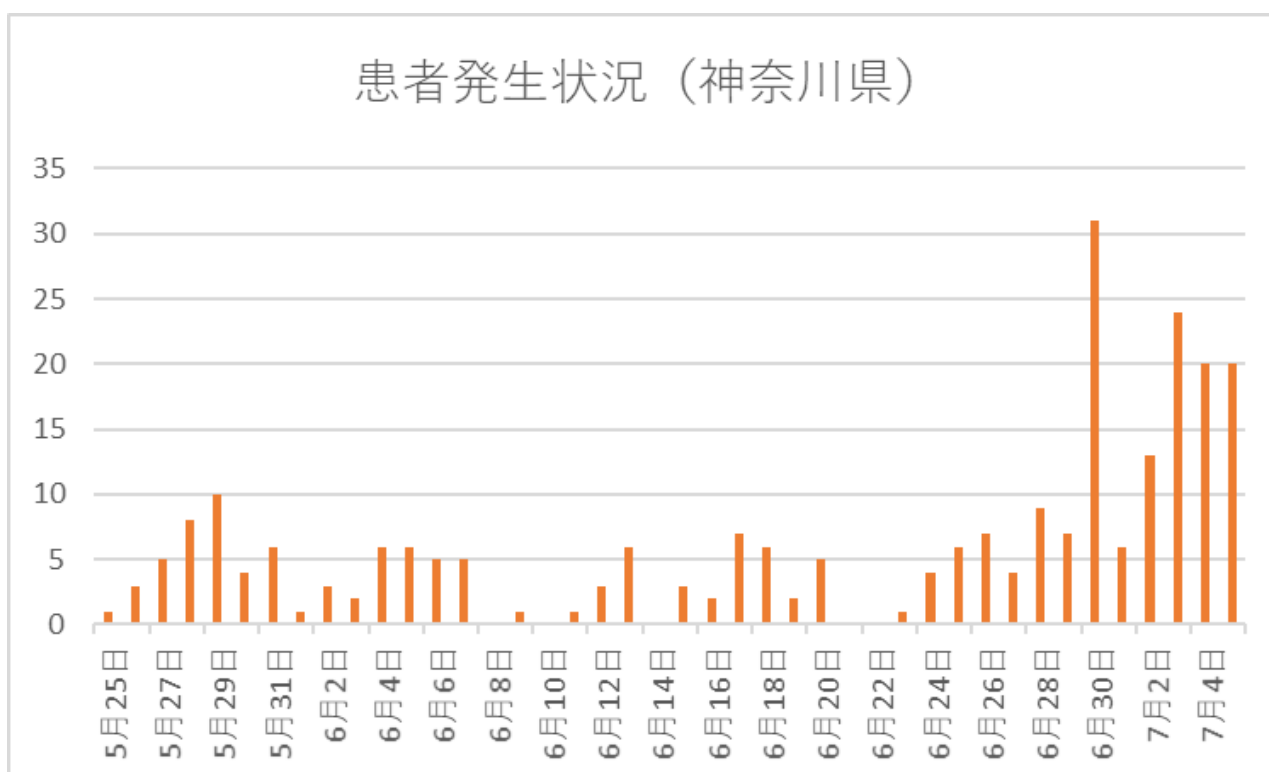
☑ 医療従事者やそのご家族に対する偏見・差別はしない

緊急事態宣言解除後の患者発生状況（1都3県と千葉市）

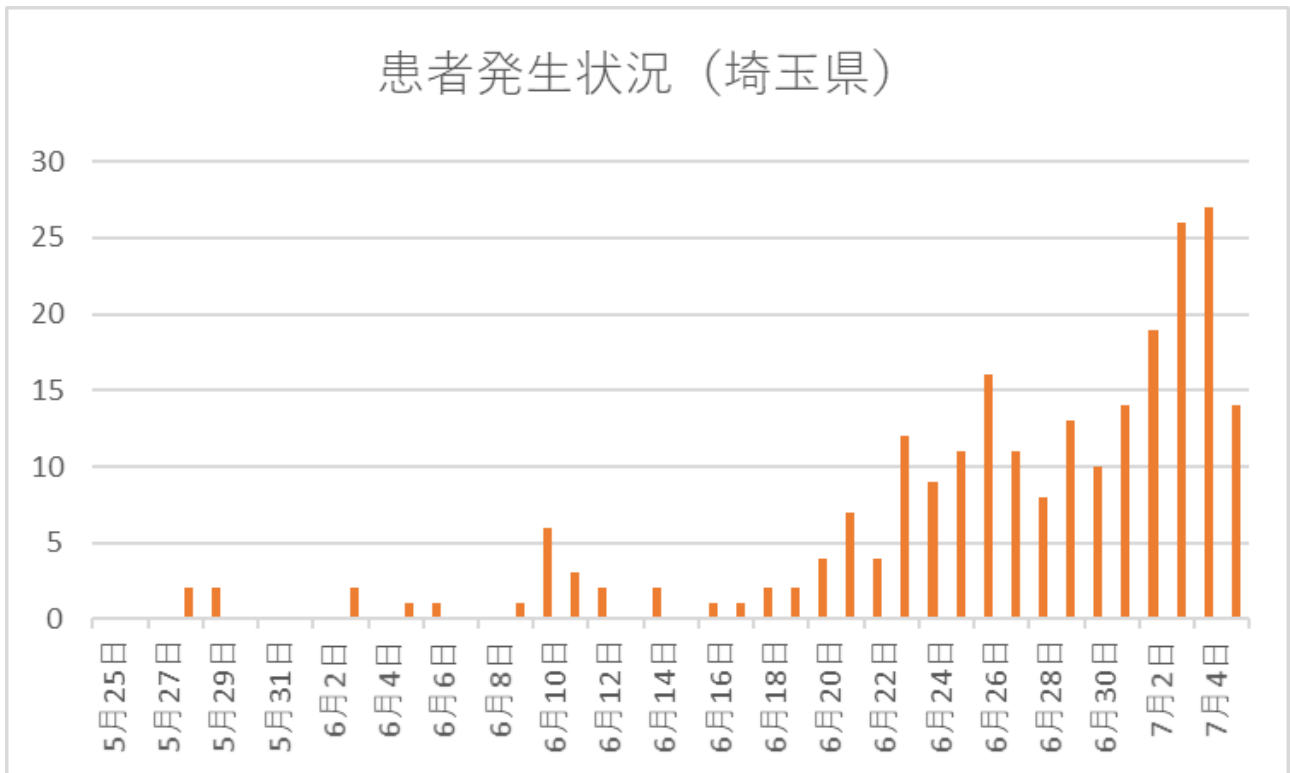
1 東京都



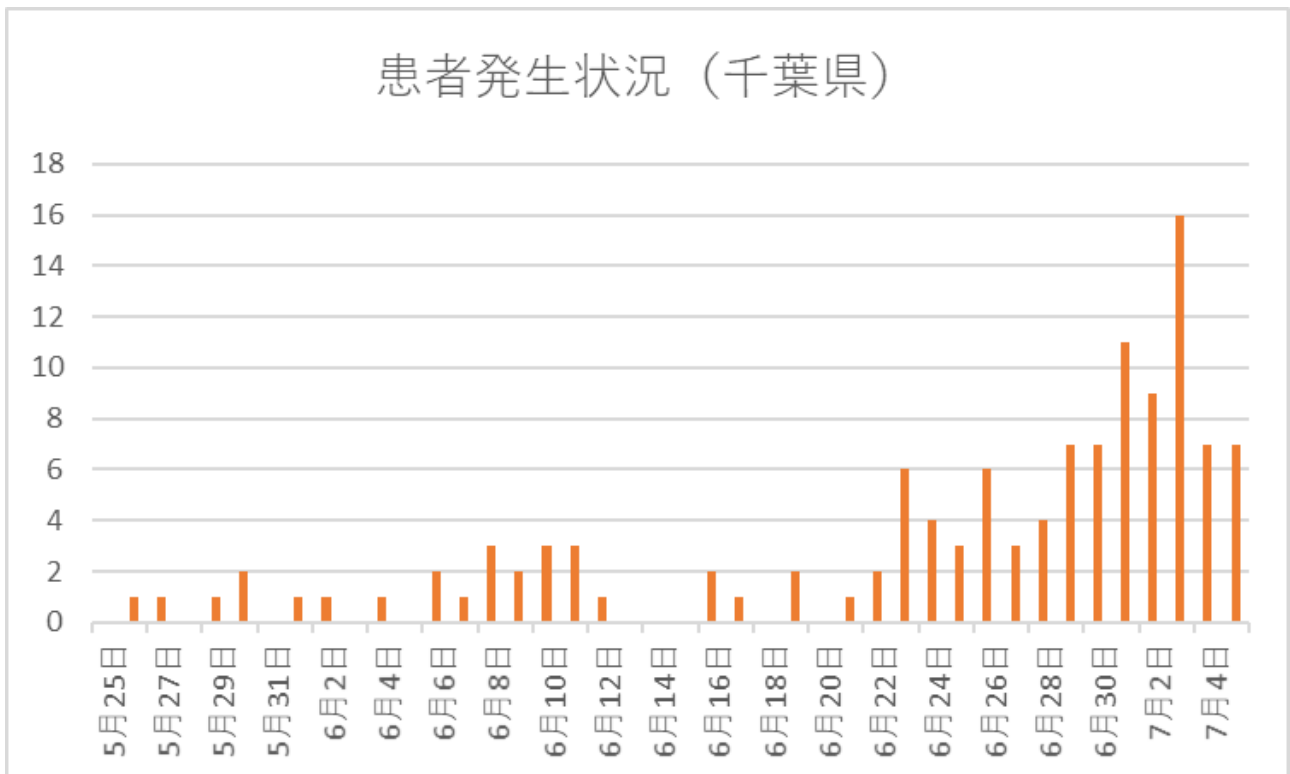
2 神奈川県



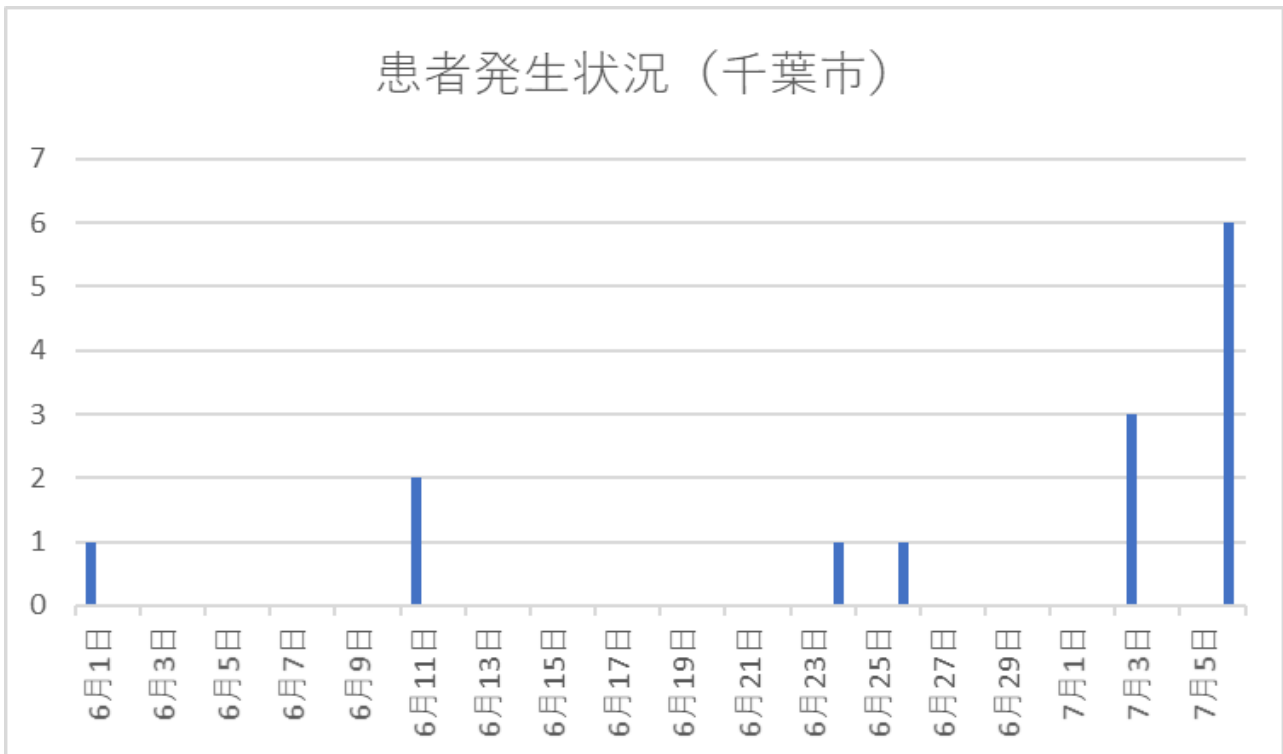
3 埼玉県



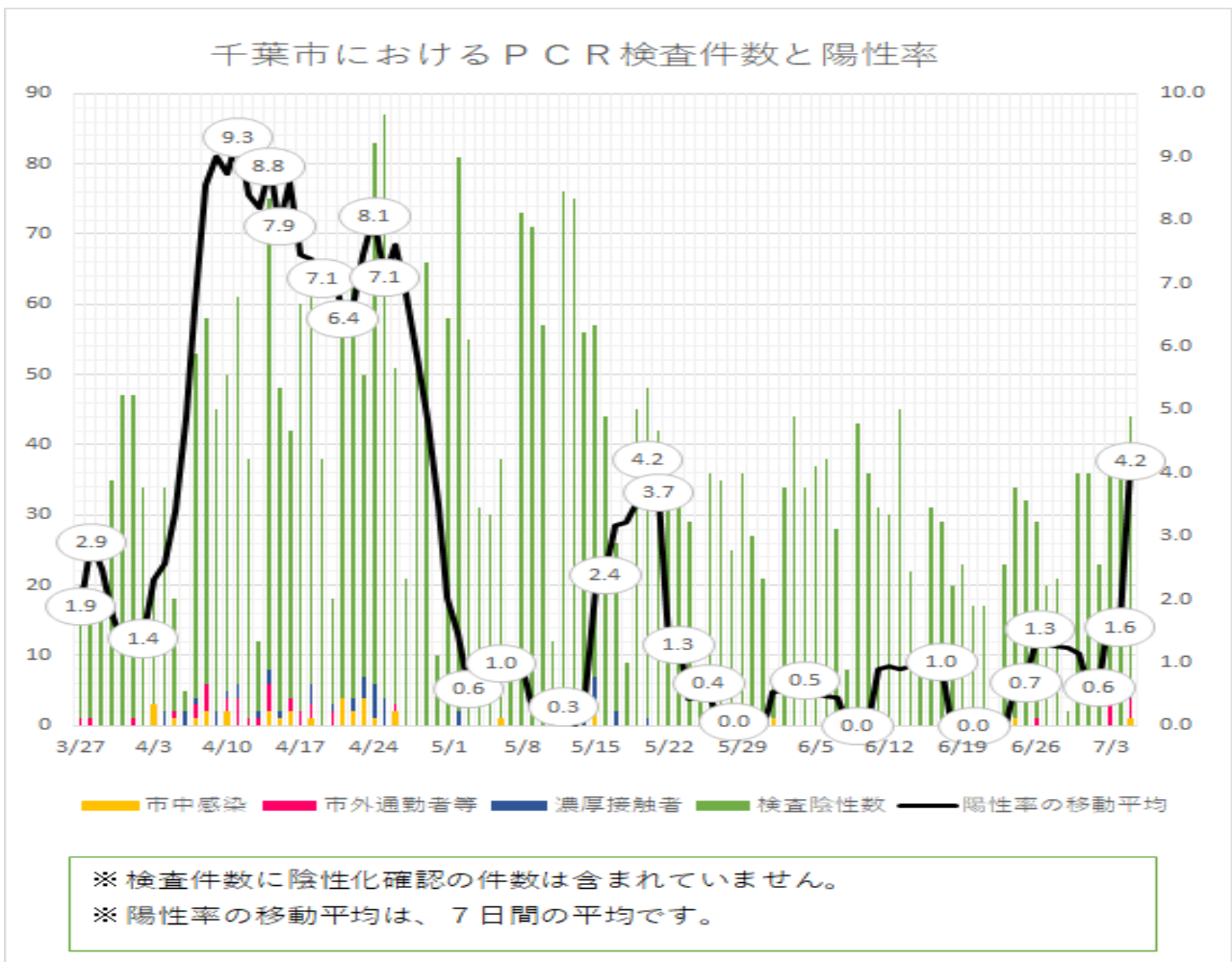
4 千葉県



5 千葉市



6 千葉市におけるPCR検査件数と陽性率



千葉市の新型コロナウイルス感染症陽性患者の状況（直近2週間）

（単位：人）

項目	6月23日	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日
退院	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	105	105	105	106
死亡	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
入院	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	1	3	3	7
重症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中等症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽症	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	3	3	6
無症状	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
陰性化確認中	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
ホテル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入院調整中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	110	110	111	111	112	112	112	112	112	112	112	115	115	121
前日比(新規陽性患者数)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	6

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 皆さまへのお願い

県内や周辺都県の感染状況等を踏まえ、県民や事業者の皆さまへ、感染拡大防止についてのお願いです。

感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立を目指し、感染防止対策に一層の御理解・御協力をお願いします。

- 夜の飲食店の利用では、特に「3つの密」を避けましょう。
ガイドライン遵守のお店を利用しましょう。
- 特に感染拡大している都内の繁華街の接待を伴う飲食店は、
注意しましょう。
- 多人数での会食の際は、大声での会話は控えましょう。
- 事業者の皆さまは、ガイドライン等に基づき、感染拡大防止
対策の徹底をお願いします。

- そのほか、基本的な感染拡大防止対策をお願いします。
 - ・ 発熱、咳のある方は、受診以外は自宅にいきましょう。
 - ・ 人と接するときは、できるだけマスク着用。
 - ・ 人込みや、人と人との密は避ける。
 - ・ 特に、高齢の方はご注意ください。

- ✓ 若い方の感染が広がっています。
感染しても無症状の場合もあります。
身の回りの家族や高齢者に感染させないように
注意して行動しましょう。



記者発表資料

令和 2 年 6 月 1 日
千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉局医療衛生部医療政策課)
電話 245-5802
内線 6644

「千葉市コロナ追跡サービス」の運用を開始します

千葉市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「千葉市コロナ追跡サービス」の運用を開始しますので、お知らせします。

1 目的

千葉市コロナ追跡サービス（以下「本サービス」という。）は、QRコードを活用して、新型コロナウイルス感染者と接触した疑いのある方に早期に注意喚起することにより行動変容を促し、新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的とするものです。

2 本サービスの概要（別紙参照）

店舗等に掲示されたQRコードをスマートフォンで読み取り、登録いただいた方に対して、当該店舗等で同じ日に新型コロナウイルス感染者が確認された場合、登録者にお知らせのメールを送信します。

3 対象店舗等

市内の店舗、施設、イベント等

4 運用開始日時

令和2年6月1日（月）15:00

5 ご利用方法

(1) 事業者の方

ア 市ホームページから申請フォームへ進み、必要事項（店名、メールアドレス等）をご入力いただき、登録を行ってください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona_tsuiseki.html

イ ご登録いただいたメールアドレスにメールを自動送信します。そのメールに添付されているQRコードを印刷し、入口や客席など見えやすい場所に掲示してください。

(2) 市民の方

ア ご利用のスマートフォンで店舗等に掲示されているQRコードを読み取り、利用日とメールアドレスを入力してください。（お名前、ご住所、年齢などの入力は不要です。）

イ （お知らせメールが届いた場合）不要不急の外出はお控えいただき、息苦しさ、強いだるさ、発熱などの症状がある場合には、千葉市保健所へご相談ください

千葉市コロナ追跡サービス

QRコードを活用して、新型コロナウイルス感染者と接触した疑いのある方に早期に注意喚起することにより行動変容を促し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「千葉市コロナ追跡サービス」を開始します。



- ・店舗
- ・施設
- ・イベント

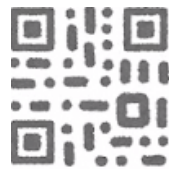
①店舗から登録申請



②QRコード発行



③入口や客席に掲示



⑤来店日・アドレスを自動登録



④利用時に読込



- ・利用者
- ・従業員

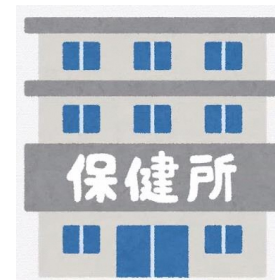
⑥感染者と同じ日に同じ店舗を利用していた場合、メール送付



⑦症状がある場合、相談



千葉市
コロナ追跡
サービス



新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等を応援します！
～ステッカーの提供や市ホームページで安心して利用できる店舗等として紹介～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む店舗等に対して、「新型コロナ感染症対策取組宣言の店」として市民に公表し、安心して利用してもらえるよう応援しますので、お知らせします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等を応援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出た店舗等に対して、取組宣言の店ステッカーの提供や市ホームページに店舗名を掲載し、その店舗等の取組みを利用者に公表することで安心してご利用いただける環境を整え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることを目的とする。

2 対象店舗等

感染防止対策に取り組む市内の店舗等

3 主な取組項目（全体16項目、うち13項目必須）

主な取組項目	必須
実効性の確保	
1 感染症防止対策の実施責任者を選任	○
2 日々確認のための「チェックシート」を用意	○
3 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握	
密集・密閉・密接の回避	
4 利用者同士の間隔確保、行列の間隔確保（できるだけ2m、最低1m）	○
5 利用者の入場時の健康確認	○
6 頻繁な換気	○
7 利用者や従業員のマスク着用	○
8 従業員の勤務体系・勤務場所の分散	
9 アクリル板や透明ビニールカーテンなどによる遮断措置	
施設衛生対策	
10 従業員や利用者の入口等での手指消毒	○
11 施設（トイレ含む）・物品の徹底した清掃・消毒	○
12 ごみの回収はマスク手袋着用、ごみ袋は密閉して廃棄	○
13 毎日従業員の健康チェック（必要に応じて検温）	○
14 体調不良時の利用自粛など、利用者へ周知徹底	○
その他	
15 業種別の各業界団体のガイドラインを参考にした取組みの実践	○
16 千葉市コロナ追跡サービスへの登録	○

4 取組宣言店に対する市の応援内容

- (1) 証として、取組宣言の店ステッカー2種類の電子データ（以下参照）を提供し、店舗等に掲出いただく。
- (2) 市ホームページに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」として店舗名を掲載する。



取組宣言の店ステッカー（サンプル）

5 申請開始日

令和2年7月3日（金）

6 申請方法

- (1) 市ホームページの「千葉県新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」ページから「ちば電子申請サービス」申請フォームへ進み、基本情報（店舗等の名称、住所、対策責任者名、メールアドレス等）及び店舗等で取り組む対策をチェックしていただき、申請を行ってください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona_sengennomise.html

- (2) 取り組む対策内容を確認後、ご登録いただいたメールアドレスに「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」ステッカーのデータを市から送信します。
- (3) ステッカーを印刷して、申請した店舗等の入口など見えやすい場所に掲出してください。

特別定額給付金の処理状況

給付対象世帯数 約 **466,000** 世帯（4月27日時点の千葉市住民基本台帳登録者）

処理状況

	6月末時点	7月7日時点
申請件数	約 430,000 件（対象世帯数の 92%）	約 438,000 件（対象世帯数の 94%）
審査済件数	約 160,000 件（対象世帯数の 34%） （申請件数の 37%）	約 270,000 件（対象世帯数の 58%） （申請件数の 62%）
うち振込済	約 52,000 件（対象世帯数の 11%） （申請件数の 12%）	約 129,000 件（対象世帯数の 28%） （申請件数の 29%）

振込スケジュール

今月中に、約 44 万件を振込予定

経済農政局新型コロナウイルス感染症緊急対策の状況

(令和2年6月30日時点)

No.	事業名	期間	件数	所管課
1	事業者向け臨時相談窓口	4/20~ 3/31	①相談件数 2,226件 [内訳] 電話 2,036件 電子申請 145件 面談(相談) 38件 面談(申請支援) 7件 ②セーフティネット 2,917件	雇用推進課 内線 3036 産業支援課 内線 3021
2	クラスター防止協力金制度	4/21 (要綱施行)	0件	経済企画課 内線 3008
3	テレワーク推進事業 ①テレワークプラン利用促進支援	4/28~ 9/30	利用者数 3,289人	観光MICE 企画課 内線 3019
	②テレワークプラン宿泊施設 衛生対策補助	4/28~ 9/30	申請2件	〃
4	飲食店のデリバリー対応支援 ①宅配代行業者利用支援補助 (飲食店向け)	4/22~ 6/30	申請 38件 (店舗数 57)	観光 プロモーション課 内線 6144
	②宅配代行業者利用促進補助 (代行業者向け、ポイント)	4/24~ 5/31	付与対象注文数 46,799件	〃
5	テナント支援協力金 (ビルオーナー向け)	4/28~ 6/30	申請 1,021件 (1,391テナント)	企業立地課 内線 3035
6	テナント支援金 (テナント向け)	6/26~ 8/7	申請 39テナント	〃
7	理美容店利用促進事業	7/6 ~ 11/15	申込店舗数(6/29現在) 57店舗	経済企画課 内線 3008
8	宿泊施設利用促進事業	7/6 ~ 9/30	—	観光MICE 企画課 内線 3019
9	ICT活用変革促進事業	7/1~ 3/31	—	産業支援課 内線 3021
10	医療従事者応援キャンペーン ポータワーライトアップ	7/7~ 9/30	7/7~9/30迄(86日間) 毎日19:00~21:00	観光MICE 企画課 内線 3019

令和2年7月7日
千葉市教育委員会
学校教育部学事課
電話 245-5926
内線 8111

市立学校の休校基準及び再開後の出席率について

1 休校基準

(変更前)

- 以下の場合、学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置とする。
 - ・当該校の児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - ・教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - 以下の場合、感染症拡大防止のため、臨時休校の措置とする。
 - ・市立学校以外において、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された事案が複数確認されるなど、地域で感染拡大の恐れがあると判断した場合は、当該地域の市立学校について一定期間休校とし、休校期間は14日間を基本とする。
 - ・市内各所で感染が確認（*）され、市内全域に感染拡大の恐れがあると判断した場合は、全市の市立学校を一斉休校とし、休校期間は14日間とする。
- ※市立学校の複数校での新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合を含む。
- 海外からの帰国者などについては、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合であっても、濃厚接触者が市内にいない場合においては、感染拡大の恐れがないことから、上記の基準の適用外とする。

(変更後)

当該校の児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には、本市衛生主管部局（保健所等）と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について本市衛生主管部局（保健所等）と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

2 周知状況

5月27日付けで保護者には通知済み